

申告漏れがあった場合には…

売上げに関する帳簿を作成・保存していない
事業者の方は**加算税が重くなります**

改正 内容

帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上げについての記載が不十分であったことが税務調査において把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する申告漏れ等に対して通常課される加算税（過少申告加算税・無申告加算税）の割合が最大10%加重される措置が講じられました。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税・法人税・消費税について適用されます。

（例）申告所得税の場合は、令和5年分の確定申告に対する修正申告等から対象

対象となる事業者

- ✓ 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う個人事業者
- ✓ 法人
- ✓ 消費税の課税事業者

会計ソフトを利用することで簡単に帳簿の作成ができます。
会計ソフトの利用をぜひご検討ください。



対象となる帳簿

- ✓ 仕訳帳・総勘定元帳の売上げ（収入）の金額に関する部分
- ✓ 売上帳・現金出納帳などの売上げ（収入）の金額が確認できる帳簿

個人事業者の記帳・帳簿等の保存制度や、加算税の加重措置に関するQ&Aについては、国税庁ホームページをご覧ください。



記帳・帳簿等の
保存制度



加重措置に関
する Q & A